

2025年（令和7年）9月26日

仙台弁護士会

会長 千葉 晃平

当会は、以下のとおり、対象弁護士について、懲戒処分を行いましたので、懲戒委員会及び懲戒手続に関する規則（会規）第59条に基づき公表します。

なお、対象弁護士へ事件等を依頼されている方でご相談を希望される場合は、仙台弁護士会法律相談センター（電話022-223-2383）へお電話ください
ますよう、宜しくお願いいたします。

1 被懲戒者（対象弁護士）の氏名、住所

氏名 菅野 高雄（かんの たかお）

登録番号 40580

事務所住所 宮城県登米市迫町佐沼字錦170 坂本貸事務所2階

事務所名 菅野高雄法律事務所

2 懲戒の処分の内容

業務停止4月

3 懲戒の処分の理由の要旨

- （1）被懲戒者は、2023年1月、建物賃貸借契約及び建物売買契約解除等請求の件についての民事調停申立事件を受任したところ、その後、懲戒請求者からの電話連絡に対し、「来週は裁判所に行く予定である」「来週は行く」という話を繰り返し、2024年5月下旬頃、懲戒請求者からの電話に対し「調停を申し立てた」と述べたが、懲戒請求者が裁判所へ問い合わせた結果、同月30日現在、申立てが行われていないとの回答であった。懲戒請求者から同回答を被

懲戒者に伝えたところ、被懲戒者は調停申立てをしていなかった事実を認め、謝罪した。

被懲戒者は、2024年2月、本件と同様の事件処理遅滞を理由に戒告の懲戒処分を受けているところ、その綱紀及び懲戒の各手続が進行している間に本件事件処理遅滞の非行を重ねていたものである。

(2) 被懲戒者は、2023年5月、自己破産申立事件を委任した依頼者2名から預納金としてそれぞれ150万円、合計300万円（以下「本件預り金1」という）を被懲戒者の預り金口座への送金により受領し、2024年6月、私選受任した刑事事件の依頼者から示談金として100万円（以下「本件預り金2」という）を被懲戒者の預り金口座への送金により受領したところ、本件預り金1の全額又は大半を、別事件の元依頼者に対する損害賠償金の支払に充て、本件預り金2の全部又は大半を、家賃及びリース代の滞納分などの支払いに充てるなどし、上記各預り金の全額又は大半を預かった目的以外に使用した。

(3) 被懲戒者の上記（1）の行為は弁護士職務基本規程第35条に反し弁護士法第56条第1項に定める弁護士としての品位を失うべき非行に、上記（2）の行為は日本弁護士連合会預り金等の取扱いに関する規程第2条に反し弁護士法第56条1項に定める弁護士としての品位を失うべき非行に該当する。

4 懲戒の処分が効力を生じた年月日

2025年9月26日

以上